千葉県立青葉の森公園 施設利用における遵守事項

〇以下の事項に該当する場合は、利用を見合わせてください。
・体調が良くない場合（例：発熱・咳・咽頭痛等の症状がある場合）
・同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
・政府が定める所定期間内に入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等からの入国者との濃厚接触がある場合

〇マスクを持参し、受付時など屋内での会話や屋外でも十分な身体的距離（2m以上を目安）が確保できない状況で会話をする際には必要に応じてマスクを着用すること。

〇他の利用者、施設管理者スタッフ等との距離（できるだけ2m以上）を確保してください。

〇こまめな手洗い、手指消毒を実施してください。

〇感染防止のため、施設管理者が決めたその他の措置や指示に従ってください。